

# いじめ防止基本方針

令和7年4月

## ■ はじめに

大淀中学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）を受け、「大阪市いじめ対策基本方針」（令和5年4月改正）、ならびに国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月）を踏まえ、本校におけるいじめ問題等の生活指導上の課題に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

## ■ いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（「いじめ防止対策基本法」第2条より抜粋）

## ■ 基本的な方向性

- いじめはどの子にも、どの学校にも、どのクラスでも、起こりうることを認識し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。
- いじめは、人権侵害・犯罪行為であることを強く認識し、いじめをしない、させない、許さない仲間づくりを進め、誰もが安心して安全に生活できる人間関係づくりをめざす。
- いじめられた側の訴えを真摯に受け止め、事実関係を確認し、被害者の思いに寄り添うことを基本に対応する。

## ■ いじめ問題への対応

### ◇ いじめの未然防止

- 人と人との関わりを大切にし、互いを認め合い、共に成長していく仲間づくりを進める。
- 学校行事、授業、部活動等、様々な教育活動において、生徒一人ひとりの持ち味やよさを認め、自己有用感を育む教育活動を進める。
- 道徳教育、人権教育の充実を図り、かけがえのない命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。
- 情報モラル教育を推進し、スマートフォン等の正しい利用とマナーについて理解を深め、ネット上での加・被害に巻き込まれることがないよう家庭と連携した指導に努める。

### ◇ いじめの早期発見

- 生徒のサインを見逃さないよう、深い生徒理解と鋭敏な感性をもって観察に努め、教職員間の報告・連絡・相談を密にする。
- いじめアンケート調査（年間3回以上）や教育相談（年間2回以上）を通して、いじめの実態把握に努める。
- 教職員と生徒・保護者との信頼ある関係づくりに努め、相談しやすい関係性を構築する。

## ◇ いじめの早期対応

- 些細なことと思われる事案であっても、行われた行為、受け止めた感情について、細心の配慮を持って対応し、報告・連絡・相談を密にする。
- いじめ発覚事案に対して、速やかに正確に事実確認を行う。
- いじめの行為をやめさせる指導を第一義とする。
- 被害生徒を守る観点で、生徒・保護者の思いや願いを受け止め、支援の方策を明確化していく。

## ◇ いじめの解決に向けた指導

- いじめの事案によっては、校内ケース会議を開催し、教職員間の情報を共有化するとともに、早期に取り組むべき対応策及び継続して取り組むための対応策を協議・決定する。
- ネット関連や犯罪行為等の重篤な事案に対しては、本校の「いじめ防止対策委員会」と関係諸機関との連携を図り事象の拡大を止める。
- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、いじめの事実関係を示し、再発防止に向けた指導の経過と今後の方策について示す。
- 加害生徒及びその保護者に対して、いじめた事実の重大性を十分に受け止めさせ、事後の様子を見守り継続した支援に努める。
- いじめが起きた集団に対して、いじめを生まない集団の風土づくりに向けて取り組んでいくことを宣言し、互いに認め合い、共に成長していく仲間づくりを進める。

## ■ 「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条（平成25年9月28日施行）を受けて、大淀中学校ケース会議「いじめ防止対策委員会」を設置する。

## ◇ 大淀中学校ケース会議「いじめ防止対策委員会」の機能

構 成 校長、教頭、生徒指導主事、生活指導部長、各学年生活指導担当教員  
学年主任や担任などケースに関する教職員、SSW、SC（随時）

役 割

- ・委員は、いじめ問題をはじめとする生徒の問題行動全般にわたる、教職員の報告・連絡・相談の窓口となる。
- ・ケース検討の結果、関係諸機関、地域、保護者との連携が必要な事象については、委員会が方針を示し、学校総体として対応する。
- ・事象に関する情報管理については、管理職を対応の窓口とする。
- ・いじめの未然防止に向けた教育活動の企画・立案・実施・評価を行う。

開 催 委員が受けた情報、アンケート結果を分析・協議し、随時開催とする。